1次調整受付期間 10月1日火～31日木　2次調整受付期間 来年2月3日月～14日金

来年４月からの保育所等利用申し込み

問い合わせ　保育こども園課　229-3167　FAX229-3451

保育所等とは、保護者が働いている場合や病気などのために保育が必要と認められた小学校就学前の子どもに、保護者に代わって保育を行う施設です。保育所と認定こども園、地域型保育事業があります。

来年４月１日からの保育所等の利用について、９月から申込書類を配布し、10月から申し込みを受け付けます。なお、来年５月１日以降に利用開始を希望する場合は、利用希望開始日の２カ月前から受け付けます。

利用申し込みをするには

教育・保育給付認定の申請

保育所等を利用する場合は、２号認定または３号認定の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。なお、１号認定を受けて認定こども園を利用する場合の申し込み方法は、広報津８月１日号をご覧ください。

認定区分の種類

保育の必要性や年齢によって分かれます。

認定区分	対　象	利用先
１号認定	満３歳以上の子ども(２号認定を除く)	市立幼稚園、新制度に移行した私立幼稚園、認定こども園(おおむね４時間の利用)
２号認定	満３歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
３号認定	満３歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、地域型保育事業

保育必要量と保育利用時間

２号認定または３号認定を受けた場合、保育を必要とする事由や内容に応じて「保育必要量」が認定されます。認定された保育必要量によって、保育所等を利用できる時間が変わります。

保育必要量	利用可能時間（１日当たり）	認定条件の例
保育標準時間	必要に応じて最長11時間(おおむね７時30分～18時)※保育所等により異なります。	月120時間以上の就労または介護・看護、就学、妊娠・出産、障がい・疾病、災害復旧により保育が必要と認められる場合
保育短時間	必要に応じて最長８時間(８時30分～16時30分)	月60時間以上120時間未満の就労または介護・看護、就学、求職活動などにより保育が必要と認められる場合

提出書類等と申し込み方法

提出書類等

- 子どものための教育・保育給付認定申請書
- 保育の必要性を確認するための書類(５ページの表参照)
- 保育所等利用申込書
- 児童の健康状態確認書
- 重要事項確認票
- 利用申し込みをする子どもと保護者のマイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票
- 申し込みに来る人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

申し込み　保育こども園課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所等で配布する申込書類に必要事項を記入し提出

提出先　保育こども園課、各総合支所市民福祉課(福祉課)

利用までのスケジュール

１次調整
10月１日(火)～31日(木)
書類提出・利用面接
来年２月初旬　結果連絡
※利用決定後の入園説明会は来年３月初旬を予定

→ 利用できない場合 ※再申請は不要

２次調整
来年２月３日(月)～14日(金)
書類提出・利用面接
来年３月中旬　結果連絡
※利用決定後の入園説明会は来年３月下旬を予定

→ 利用できない場合 ※再申請は不要 → ５月以降の利用調整